

令和5年4月9日執行

香川県議会議員選挙執行日程表

		凡 例			
		( 規 ) 香川県公職選挙運動公署等実施規程 ( ポスター条例 ) 香川県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する法律 条例		( 特例郵便法 ) 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律 ( 特例郵便法 ) 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に 個人演説会を開催することができる公営施設の施設管理者 個人演説会員及び香川県議員及び香川県知事の選舉における選挙運動の 公費負担に関する法律	
		( 公 報 条 例 ) 香川県議会議員及び香川県知事の選舉における選挙運動の 公費負担に関する法律		( 特例法 ) 地方自治法施行令 ( 地 教 法 ) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ( 地 教 法 ) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ( 特 例 法 ) 地方自治法施行令 ( 特 例 法 ) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に 関する法律	
月日	曜日	選挙前後	県 委 員 会 ・ 選 挙 長 等 の 行 う 事 務	執 行 者	関 係 法 令
		1 告示日	1 寄附等の禁止期間の周知 2 直接請求のための署名収集の禁止期間の周知	県委員会 〃	1 個人演説会場の指定及び県委員会への報告 2 ポスター掲示場の設置場所の告示及び県委員会への報告(予め) 3 不在者投票(郵便等による不在者投票及び特例郵便投票を含む。)の投票用紙及び投票用封筒の請求受付
		日前の適切な日	3 ポスター掲示場の区画数の指示 4 立候補予定者に対する説明会の開催 5 個人演説会場の指定の告示	県委員会 〃	4 個人演説会の施設の整備の程度その他使用に関する定めの公表 5 候補者が納付すべき費用の種類(市町委員会の承認) 6 不在者投票用紙及び特例郵便投票を含む。)の投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始
3/30	木	(前)	1 選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数の報告受領 2 立候補届出受付準備	県委員会 〃	1 ポスター掲示場の設置完了期限 2 選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数を県委員会に報告
			1 選挙期日の告示 2 選挙長及び同職務代理者の選任告示 3 投票用紙の様式の告示 4 投票用紙、不在者投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒及び投票用封筒に押すべき場所及び日時の告示(予め) 5 選挙立会人のくじを引くべき場所及び日時の告示(予め) 6 選挙の場所及び日時の告示(予め) 7 選挙事務を選挙会の事務所に併せて行うかどうかの告示 8 選挙事務を取扱い投票所の告示 9 香川県選挙管理委員会の事務所を告り扱う場所の告示 10 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる期日の告示 11 選挙運動場所のくじを引くべき場所及び日時の告示(予め) 12 選挙運動にかかる支出金額の制限額の告示 13 実費弁償及び報酬の額を定める告示 14 選挙事務所設置のための選挙運動場所の告示 15 立候補届出受付開始 16 立候補届出期限 17 候補者交付物及び証明書類の交付	選挙長 県委員会 〃	1 期日前投票所の告示及び告示した旨の投票管理者への通知 2 期日前投票所の投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限 3 投票管理代理者の選任告示(予め同意) 4 開票管理者及び同職務代理者の選任告示(予め同意) 5 投票所(共通投票所)及び期日前投票所の開閉時刻を繰り上げ、(県委員会に届出)(投票所及び共通投票所のみ) 6 不在者投票用紙及び投票用封筒の交付場所の告示 7 開票立会人のくじを行くべき場所及び日時の告示(予め) 8 氏名等掲示の掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示(予め) 9 個人演説会の施設(公営施設等のもの)のことを常に確認のこと。 10 個人演説会(公営施設等のもの)の開催申出受付開始(開催不能の場合) 11 個人演説会の施設の管理者に対する開催申出があった旨の通知 12 個人演説会開催の可否に関する管理者の通知(その都度) 13 投票券の交付(告示以後ただけやかに。) 14 選挙事務所設置(異動)届出受付開始 15 開票立会人のくじを引くべき場所及び日時の告示 16 投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行 17 期日前投票所及び市町委員会委員長が管理する不在者投票記載場所内に掲示する氏名等掲示用データの受信 18 立候補(異動)届出受付開始 19 選挙運動場所のくじを引くべき場所及び日時の告示 20 出納責任者選任(異動・職務代行)届出受付開始 21 報酬を支給する選挙運動のために使用する者の届出受付開始 22 選挙公報掲載申請受付開始 23 選挙公報掲載申請期限 24 選挙公報掲載申請文の掲載順序のくじ執行 25 選挙運動用ビラ謹慎書交付開始 26 選挙公當金額の確認書交付開始
3/31	金	示	18 選挙立会人届出受付開始 19 選挙事務所設置(異動)届出受付開始 20 出納責任者選任(異動・職務代行)届出受付開始 21 報酬を支給する選挙運動のために使用する者の届出受付開始 22 選挙公報掲載申請受付開始 23 選挙公報掲載申請期限 24 選挙公報掲載申請文の掲載順序のくじ執行 25 選挙運動用ビラ謹慎書交付開始 26 選挙公當金額の確認書交付開始	県委員会 選挙長 県委員会 〃	10 選挙事務所設置(異動)届出受付開始 11 選挙事務所設置(異動)届出受付開始 12 選挙事務所設置(異動)届出受付開始 13 選挙事務所設置(異動)届出受付開始 14 選挙事務所設置(異動)届出受付開始 15 選挙事務所設置(異動)届出受付開始 16 選挙事務所設置(異動)届出受付開始 17 選挙事務所設置(異動)届出受付開始 18 立候補(異動)届出受付開始 19 候補者が死亡したことを知った場合は直ちに選挙長に通知 20 候補者が死亡したことを知った場合は直ちに選挙長に通知 21 ポスター掲示場にポスター掲示開始

月日	選挙期日 曜日前後	県委員会・選舉長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
3/31 金 示 日	9	27 政治団体確認申請受付開始（確認書等の交付） 28 政談演説会開催届出受付開始（証紙交付） 29 政治活動用ポスター証紙交付開始 30 政治活動用ビラの届出受付開始 31 機関紙（誌）の届出受付開始 32 候補者が公示することができる区画番号（届出順） 33 期日前投票所及び市町委員会に通じ 候補者及び投票管理者のうち当該市町選舉管理者の氏名 を記載する投票所において当該市町選舉管理者の氏名 を候補者及び投票管理者の投票用紙を記載する場所に送信 34 市町委員会データを市町委員会へ送信 35 選舉に対する開心を高める運動展開	県委員会 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 県委員会 選舉長 選舉長 選舉長 県委員会 事規32 事規32	法201の8 令129の4 運規13章 法201の8、201の11 令129の5 運規57の2～57の4 法201の8、201の11 法201の53の5 運規14の22 法144の2 法規11の5 法86の4 令92 事規33 法6	22 選挙人名簿又は抄本の閲覧の中止 23 選挙率に対する開心を高める運動展開	市町委員会 推進協議会	法28の2、28の3 法6
	4/1 土	1 選舉公報印刷開始 2 候補者の被選舉権等について候補者の住所地の市町長及び市町委員会並びに本籍地の市區町村長に調査依頼	県委員会 選舉長	法39の7 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	1 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票所内に候補者の氏名等の送付期限（期日前投票所を設ける場合の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに） 2 期日前投票所の投票用紙を記載する場所の初期投票用紙（新たな投票箱を使用する場合はその都度） 3 不在者投票（郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票除き。）の投票用紙及び投票用封筒等の交付開始（郵便等による発送を除く。） 4 期日前投票所の投票立会人が2人に達しないとき、又は達しない場合の選任及び通知 5 期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認（新たなる投票箱を使用する場合はその都度） 6 期日前投票・不在者投票開始 7 期日前投票における投票箱の措置（かぎの封印） 8 1個の人演説会（公告施設使用）開始 9 1個人演説会の受頃 10 選挙公報を各世帯に配布開始	市町委員会 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	法175 令28、49の7 法49 令50～54 規則8の2～10、10の4 10の5の4 事規21 法38、48の2 事規14 令34、49の7 法48の2、49 令55～58 59の5、59の5の4 令49の10 合49の7、43 法161、163 令112～125 市町委員会 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
	4/2 日	1 選舉公報印刷終了、市町委員会への配布	県委員会	法44	1 投票所（共通投票所）の告示期間、告示した旨の投票管理者への通知 2 開票の場所及び日時の告示（かぎ） 3 航便等による不在者投票及び特例郵便等投票における投票用紙	市町委員会 〃 〃 〃	法39、41、41の2 事規17 法63、64 事規26 特例郵便法 法62 令69
	4/3 月	6			1 開票立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び 2 開票立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び 3 開票立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び 4 開票立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び 5 選舉立会人の届出のあったときの本人への通知	市町委員会 〃 〃 〃 〃 〃	法38 令27 事規14 法62 令70の2 事規25 法49 令59の4
	4/4 火	5			1 開票立会人のくじ執行（10人を超えるとき、同一政党3人以上） 2 补充立会人のくじ執行（定めた場合の本人及び開票管理者への通知） 3 選舉立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び 4 選舉立会人が定まったときの本人への通知	市町委員会 〃 〃 〃 〃	法38 令27 事規14 法62 令59の4
4/5 水	4				1 開票立会人のくじ執行（10人を超えるとき、同一政党3人以上） 2 补充立会人のくじ執行（定めた場合の本人及び開票管理者への通知） 3 選舉立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び 4 選舉立会人が定まったときの本人への通知 5 選舉立会事務従事者の選任期限 6 選舉立会人の届出のあったときの本人への通知	市町委員会 〃 〃 〃 〃 〃	法38 令27 事規14 法62 令59の4
4/6 木	3				1 開票立会人のくじ執行（10人を超えるとき、同一政党3人以上） 2 补充立候補があつた場合に投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行	市町委員会 〃	法62 令70の2 事規25 法175
4/7 金	2	1 選舉立会人のくじ執行（10人を超えるとき、同一政党3人以上） のとき					

月日	曜日	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
4/8 土	1	1 選挙期日現在選挙人名簿登録者数等の報告受領 2 選挙事務所設置状況調査	県委員会 〃	通知	1 投票所(井浦投票所)の設備その他の準備 2 選挙期日現在選挙人名簿登録者数等を県委員会に報告 3 選挙事務所設置状況調査 4 期日前投票の配布期限 5 選挙公報の配布期限	市町委員会 〃	令32.33.48の3 規則16 通知 法55.48の2 法170 運規44 公報条例5
4/9 日	投票日	1 投票所を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 2 投票状況結果速報の受理及び発表 3 接投票点検結果速報の受理及び発表 4 候補者の概要選挙権調査完了	県委員会 〃 通知 事務32 選挙長	法41の2.132.134 通知 事務32	1 投票所の入口から300メートル内 2 区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 3 選挙人名簿又はその抄本の投票管理者への送付期限 4 關係投票区にかかる投票区を指定した場合、当該指定投票区の指定投票区に係る指定投票区の投票管理者への送付期限 5 投票立会人が2人に達しないとき、又は違くなつたときの投票立会人に何も入っていないことの確認 6 不在者投票(郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を含む。)、不在者投票証明書及び旨調書を投票管理者(投票した選挙人がが属する投票区が指定投票区等であるときは、指定投票区の投票管理者)に送致完了 7 投票立会開始 8 投票録を作成し、投票箱その他関係書類とともに開票管理者に送致 9 投票状況を県委員会に速報 10 期日前投票所の投票箱等を開票管理者に送致 11 開票所の設備その他の準備 12 開票立会人が3人に達しないとき、又は違くなつたときの選任及び通知 13 開票開始 14 投票点検結果を市町委員会に速報 15 投票点検結果を県委員会に速報 16 開票録を作成し、投票点検結果を選挙長に報告 17 選挙人名簿又はその抄本、投票、投票録、開票録その他の資材を市町委員会に送付	市町委員会 〃	法41の2.132.134 令28.48の3 法41の2.175 運規11章 法38 事規14 令34 法40 令60.61 特例郵便令2 市町委員会 〃
4/10 月	(後)投票日	1 投票点検結果報告検収 2 選挙会の準備(開票の事務を併せて行う場合を除く。)	選挙長 〃	法66 令74 事規27 法77	1 投票点検結果報告	開票管理者 〃	法66 令74 事規27
4/11 火	2	1 選挙立会人が3人に達しないとき、又は違くなつたときの選任及び通知 2 選挙会の開催及び選挙録の作成(開票の事務を併せて行う場合を除く。) 3 当選人に関する書類を県委員会に送付 4 県選挙管理委員会の住所、氏名等を県委員会に報告 5 県選挙管理委員会の開催 6 当選人の住所及び氏名を告示 7 当選証書の交付 8 知事に当選証書交付の報告	県委員会 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	法76.62 事規30 法80.83 令85 法101の3 法105 法108		1 選挙人名簿又は抄本の閲覧開始(4月23日選挙執行市町委員会 は注意)	市町委員会 〃
4/15 土	6	1 選挙運動に関する取支報告書の提出期限	出納責任者 法1189				法28の2.28の3
4/24 月	15	1 供託物返還手続開始	選挙長 令93				
4/26 水	17						